

# 平成 25 年度 財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

- (1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 次の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類  
水道事業会計  
簡易水道事業特別会計  
下水道事業特別会計  
農業集落排水事業特別会計  
合併浄化槽事業特別会計  
宅地開発事業特別会計

## 第2 審査の期日

平成 26 年 8 月 1 日(金)

## 第3 審査の方法

審査に付された各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、関係職員からの説明聴取、算定過程及び算定要素の正否確認等、適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

## 第4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に基づき作成されているものと認められた。その概要及び意見は次のとおりである。

### (1) 健全化判断比率について

区 分	平成 25 年度	早期健全化基準	備考
実質赤字比率	— %	12.73%	
連結実質赤字比率	— %	17.73%	
実質公債費比率	8.4 %	25.0 %	
将来負担比率	21.2 %	350.0 %	

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、本市の全ての会計が黒字であり、

算定の基礎となる赤字がない。

実質公債費比率、将来負担比率については、早期健全化基準を下回っている。

(2) 資金不足比率について

会 計 名	平成 25 年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0 %
簡易水道事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	
合併浄化槽事業特別会計	—	
宅地開発事業特別会計	—	

本市の各公営企業会計が黒字であり、算定の基礎となる資金の不足額（赤字）がない。

□ まとめ

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された各比率は基準を下回っており、特に指摘すべき事項はない。しかし、本市の財政状況が厳しいことに変わりなく、従来の財政指標に加え、これらの指標の推移に十分注視し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

平成 26 年 8 月 12 日

甲斐市代表監査委員 田 中 寿 雄

甲斐市監査委員 望 月 寛 一

甲斐市監査委員 藤 原 正 夫